

川崎市文化芸術振興会議市民ミュージアム部会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市文化芸術振興会議規則（平成17年9月15日規則第99号。以下「規則」という。）第6条に基づき設置する川崎市文化芸術振興会議市民ミュージアム部会（以下「市民ミュージアム部会」という。）について、川崎市文化芸術振興条例（平成17年3月24日条例第8号。以下「条例」という。）及び規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 市民ミュージアム部会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 川崎市市民ミュージアムの事業評価に関すること
- (2) その他川崎市市民ミュージアムの円滑な運営に関すること

(組織等)

第3条 市民ミュージアム部会は、川崎市文化芸術振興会議（以下「振興会議」という。）の会長から指名された振興会議委員及び臨時委員によって構成する。

2 市民ミュージアム部会員の任期は、振興会議委員と同一とする。

3 任期の途中で部会員に欠員が出た場合は、振興会議会長が補欠の委員を指名するものとし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第4条 市民ミュージアム部会の庶務は、市民文化局川崎市市民ミュージアムにおいて処理する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、市民ミュージアム部会の運営に必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。